

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱

制定 平成27年3月20日 森整第1902号

(趣旨)

第1条 知事は、地域の主体性や創意工夫を最大限に活かして行う、県産材の需要拡大と安定的・効率的な生産・供給体制の構築及び持続的な林業経営の確立に向けた取組を総合的に実施するため、山梨県森林整備加速化・林業再生協議会(以下「協議会」という。)、その構成員及び市町村が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 この要綱で対象とする事業は、森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱(平成27年2月3日付け26林整計第733号農林水産事務次官依命通知)に基づいて実施する森林整備加速化・林業再生総合対策事業とし、具体的な内容は別表1に掲げるとおりとする。

(事業の実施)

第3条 森林整備加速化・林業再生総合対策事業を実施しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ各地域における事業の効果的な実施のため、地域関係者の連携や地域の課題解決に向けた調整、木材の安定的・効率的な供給体制の整備等を目的とした協議会、その構成員として参加する会員及び事業実施についての指導等を行う市町村とする。

2 事業の実施に当たっては、協議会において事業種目、事業の実施箇所、事業実施主体、事業内容、事業費、個別指標等を定めた事業計画の素案を作成するものとする。

3 補助対象とする事業は、県が、あらかじめ協議会からの事業計画の素案の提出を受けた上で作成した事業計画に掲載された事業とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、別表1に定めるとおり提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助事業者から補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査の上交付の決定を行い、決定内容を補助事業者ならびに必要なに応じて市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更(別表1に定める重要な変更の場合)をしようとするときは、変更承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受ける

こと。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業実績報告書（第3号様式）を当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金の支払いは、補助事業完了後に交付するものとし、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には概算払いにより交付することができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第10条 補助事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び重要な器具、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のう

ち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の評価)

第13条 補助事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより実施するものとする。(ただし、別表1の森林整備加速化・林業再生整備交付金補助対象メニューに掲げる1の(3)、7の(2)、8、9及び森林整備加速化・林業再生推進交付金メニューに掲げる1に係る事業は除く。)

附則

1 この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成27年2月3日から適用する。

第1号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付申請書

平成 年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 補助の対象の区分
 - (2) 事業内容
 - (3) 経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
 - (1) 収入
 - (2) 支出
- 5 添付書類
事業メニュー別の添付書類は要領に定めるとおりとする。

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生交付金変更（中止、廃止）等承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生交付金については、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。

- 1 補助の対象の区分
- 2 変更（中止、廃止）理由
- 3 変更（中止、廃止）の内容
以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる
(変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する)

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生交付金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。
2 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付する。

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生交付金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生交付金について、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、概算払を請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

区 分	交付金交付 決定額	既概算 交付額	差引額 - =	今回概算 請求額	備考
森林整備加速化 ・林業再生整備 交付金	円	円	円	円	
森林整備加速化 ・林業再生推進 交付金					

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名

預 金 種 別 (当座・普通)

預金口座名義人

口 座 N o .

第5号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生交付金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱第11条第2項に基づき、申請します。

- 1 補助の対象の区分
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類

別表1(第2条、第4条、第6条)
森林整備加速化・林業再生総合対策事業

補助の対象		補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更	
森林整備加速化・林業再生整備交付金	1 路網の整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備 林業専用道(規格相当)整備 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) (2) 森林作業道整備 森林作業道整備 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) (3) 森林情報の整備 森林所有者情報調査 森林境界調査 路網整備に向けた成果の整理	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	事業計画量の30%を超える増減(ただし、補助対象経費の増額を伴うものを除く。)
	2 高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等の導入		定額(1/2以内)			補助対象経費の増額又は20%を超える減額
	3 未利用間伐材利用促進対策	(1) 伐倒・集材(不用木の除去(侵入竹を含む)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備(林内作業道、土場等)) (2) 関連条件整備活動等(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)		定額			事業計画量の30%を超える増減(ただし、補助対象経費の増額を伴うものを除く)
	4 木造公共施設等整備	木造公共施設等整備		定額(1/2以内)			補助対象経費の増額又は20%を超える減額
	5 木質バイオマス利用施設等整備	(1)木質バイオマス利用施設等整備 未利用間伐材等活用機材整備 木質バイオマス加工流通施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (2)木質バイオマスエネルギー導入促進支援 木質バイオマス協議会支援 木質バイオマス安定調達コスト支援	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	(1)定額(1/2以内) (2)の定額(10/10以内) (2)の定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	補助対象経費の増額又は20%を超える減額

	6 木材加工流通施設等整備	(1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 木材処理加工施設整備 木材集出荷販売施設整備 森林バイオマス等再利用促進施設整備	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額(1/2以内)	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	補助対象経費の増額又は20%を超える減額	
	7 原木しいたけ競争力強化対策	(1) 生産資材導入支援 原木しいたけの競争力強化に必要な生産資材の導入 (2) 生産資材導入支援附帯事業 (1)の生産資材導入の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等		(1) 定額(1/2以内) (2) 定額(1/2以内)			補助対象経費の増額又は20%を超える減額	
	8 森林整備加速化・林業再生整備附帯事業	(1) 地域協議会の設立・運営 (2) 地域材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成 (3) 地域材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組 (4) その他事業実施に必要な事業		定額(10/10以内)			協議会	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以上を増減させる場合 2 経費項目の新設又は廃止
	9 市町村指導等事業費			指導等事業費は1/2以内			市町村	
森林整備加速化・林業再生推進交付金	1 新規用途導入促進事業	(1) CLTを用いた建築物の実証 (2) 新たな木質部材・工法の開発・普及	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	(1) 定額(1/2) (2) 定額(10/10以内)	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	補助対象経費の増額又は20%を超える減額	